

衆議院選挙要覧

〈令和5年度・最新版〉

選挙制度研究会 編

国政情報センター

第1章 選挙のしくみ

制度の基本	選挙制度	10
	定数	10
	選挙区の区割り	10

第2章 立候補するまで

禁止される行為	事前運動の禁止	16
	政治活動用ポスター掲示の禁止	16
	裏打ちポスターの禁止	16
	候補者等による時候の挨拶状の禁止	17
	挨拶を目的とする有料広告の禁止	17
禁止されない行為	選挙期間前の政治活動	19
	政治活動用立札・看板などの制限	20
	演説会等の開催中に使用される文書図画	21
	社交的行為	21
	立候補の準備行為	21
	候補者の選考会・推薦会	22
	立候補のための濫踏行為	22
	政党の公認や団体の推薦を得る行為	23
選挙運動の準備行為	24	

第3章 立候補

立候補	被選挙権	26
	立候補の届出	27
	重複立候補	29
	小選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限	29
	選挙事務関係者の立候補制限	30
	公務員の立候補制限	30
	連座による立候補制限	31
	供託金	32

第4章 選挙運動

禁止される行為など	選挙運動とは	34
	選挙運動期間	34
	事前運動の禁止	35
	選挙運動規制の種類	35
	選挙事務関係者の選挙運動の禁止	36
	特定公務員の選挙運動の禁止	36
	公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	36
	公務員等の地位利用による選挙運動類似行為等の禁止	37
	教育者の地位利用による選挙運動の禁止	39
	年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	39

選挙犯罪者等の選挙運動の禁止	40
戸別訪問の禁止	40
署名運動の禁止	41
人気投票の公表の禁止	41
飲食物の提供の禁止	42
氣勢を張る行為の禁止	42
連呼行為の禁止	42
休憩所等の設置の禁止	43
文書図画の回覧行為の禁止	43
アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止	44
禁止を免れる行為	44
選挙時の政治活動の規制	45

選挙運動手段

選挙事務所	46
自動車・船舶・拡声機	48
選挙運動用通常葉書	51
選挙運動用ビラ	52
パンフレット・書籍	53
新聞広告	55
選挙公報	56
インターネット（ウェブサイト等）	57
インターネット（電子メール）	59
選挙運動のための有料インターネット広告	61
選挙運動用・個人演説会告知用ポスター	62
個人演説会・政党演説会・政党等演説会	64
政見放送・経歴放送	67
街頭演説	68
特殊乗車券	70
「わたる」規定	71
その他	72

選挙運動費用

出納責任者	74
法定選挙運動費用	76
弁当の提供	77
実費弁償の支給	78
報酬の支給	79

第5章 当選

当選人の決定など

当選人の決定	82
重複立候補者の当選	82
選挙期日後の挨拶行為の制限	84

当選人の失格など

被選挙権の喪失による当選人の失格	85
所属政党等の移動による当選人の失格	85
兼職禁止の職にある当選人の失格	85
当選無効	86
候補者の違反行為による当選無効	86

第6章 寄附

公職選挙法上の寄附の制限

候補者等の寄附の禁止	88
候補者等を名義人とする寄附の禁止	90
寄附の勧誘・要求の禁止	90
候補者等の関係会社等の寄附の禁止	91
候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	92
後援団体に関する寄附の禁止	92
国等と特別の関係にある者の寄附の禁止	93

政治資金規正法上の寄附の制限

個人の寄附の制限	95
会社などの団体の寄附の制限	96
政治団体間の寄附の制限	96

第7章 主な罰則等

買収罪等

普通買収罪（事前買収）	102
利害誘導罪	102
事後報酬供与罪（事後買収）	103
利益收受および要求罪	103
買収目的交付罪	104
買収周旋勧誘罪	104
選挙事務関係者等の買収罪	105
候補者等の買収罪	105
多数人買収罪・多数人利害誘導罪	106
常習的買収罪	106
新聞紙・雑誌の不法利用罪	107
候補者や当選人に対する買収罪	108
買収等によって得た利益の没収	108

おとり罪・寝返り罪

おとり罪	109
寝返り罪	109

選挙妨害罪

選挙の自由妨害罪	110
職権濫用による選挙の自由妨害罪	110
多衆の選挙妨害罪	111
虚偽事項公表罪	111
政見放送・選挙公報の不法利用罪	112
氏名等の虚偽表示罪	112

投票に関する罪

投票の秘密侵害罪	113
投票干渉罪	113
投票箱開披・投票取出罪	113
選挙人の虚偽宣言罪	114
詐偽投票罪	114
投票偽造・増減罪	114
詐偽登録罪	115
代理投票における記載義務違反	115

選挙の平穩を害する罪	選挙事務関係者・施設等に対する暴行罪等…………… 116
	凶器携帯罪…………… 116
	選挙犯罪のせん動罪…………… 116
選挙報道・評論に関する罪	新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪…………… 117
	選挙放送などの制限違反…………… 117
選挙運動等に関する罪	選挙運動の期間制限違反…………… 118
	挨拶を目的とする有料広告の禁止違反…………… 118
	立候補に関する虚偽宣誓罪…………… 118
	選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反…………… 119
	特定公務員の選挙運動の禁止違反…………… 119
	教育者の地位利用による選挙運動の禁止違反…………… 119
	年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止違反…………… 120
	選挙犯罪者等の選挙運動の禁止違反…………… 120
	公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反…………… 120
	戸別訪問の禁止違反…………… 121
	署名運動の禁止違反…………… 121
	人気投票の公表の禁止違反…………… 121
	飲食物の提供の禁止違反…………… 122
	氣勢を張る行為の禁止違反…………… 122
	連呼行為の禁止違反…………… 122
	休憩所等の設置の禁止違反…………… 123
	選挙運動費用の法定額違反…………… 123
	収入支出に関する規制違反…………… 124
	選挙事務所等の制限違反…………… 125
	自動車・船舶・拡声機の制限違反…………… 126
	選挙運動用通常葉書の制限違反…………… 126
	選挙運動用ビラ等の制限違反…………… 127
	選挙運動用電子メール等の制限違反…………… 127
	選挙運動のための有料インターネット広告の制限違反…………… 128
	新聞広告の制限違反…………… 128
	新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反…………… 128
	ポスター・立札・看板の類の制限違反…………… 129
	アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止違反…………… 130
	禁止を免れる行為の禁止違反…………… 130
	パンフレット・書籍の頒布違反…………… 131
	特殊乗車券の制限違反…………… 131
	個人演説会等・街頭演説の制限違反…………… 132
	選挙期日後の挨拶行為の制限違反…………… 133
選挙時の政治活動の規制違反…………… 133	
寄附の制限に関する罪	候補者等の寄附の禁止違反…………… 134
	候補者等を名義人とする寄附の禁止違反…………… 134
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反…………… 135
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反…………… 135
	国等と特別の関係にある者の寄附の禁止違反…………… 135
	後援団体に関する寄附の禁止違反…………… 136
寄附の勧誘・要求の禁止違反…………… 136	

	寄附の量的制限違反（政治資金規正法）…………… 137
	寄附の質的制限違反（政治資金規正法）…………… 138
公民権停止	公職選挙法・政治資金規正法違反…………… 139
連座制	連座制とは…………… 140
	連座制Ⅰ（総括主宰者・出納責任者・地域主宰者）…………… 140
	連座制Ⅱ（親族・秘書・公務員等）…………… 141
	連座制Ⅲ（組織的選挙運動管理者等）…………… 142
国外における選挙犯罪	国外犯とは…………… 148
	国外犯として処罰することとされている罪…………… 148

第8章 289小選挙区区割り図

289小選挙区区割り図…………… 150

第9章 選挙結果

第49回 衆議院議員総選挙 選挙結果…………… 230

図表

小選挙区選挙の各都道府県別選挙区数…………… 11
比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数…………… 12
政治活動と選挙運動の違い…………… 14
禁止される主な行為…………… 15
禁止されない主な行為…………… 15
重複立候補者の当選順位…………… 83
会社の寄附の年間限度額…………… 97
労働組合・職員団体の寄附の年間限度額…………… 98
その他の団体の寄附の年間限度額…………… 99
政党・政治団体への政治資金の流れ…………… 100
政治家個人への政治資金の流れ…………… 100
連座制判例（Ⅰ～Ⅲ）…………… 144～146
連座制の対象者・要件・効果…………… 147

I

選挙の
しくみ

制度の基本

選挙制度

- ポイント** ▶ 小選挙区比例代表並立制です。これは、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選ぶ制度です。
- 小選挙区選挙 ▶ 1選挙区から1人の議員を選びます。
- 比例代表選挙 ▶ 全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党等の得票数に応じて議員を選びます。

〔公職選挙法 12条関係〕

定数

- ポイント** ▶ 総定数は465人です。
- 小選挙区選挙 ▶ 289人
- 比例代表選挙 ▶ 176人

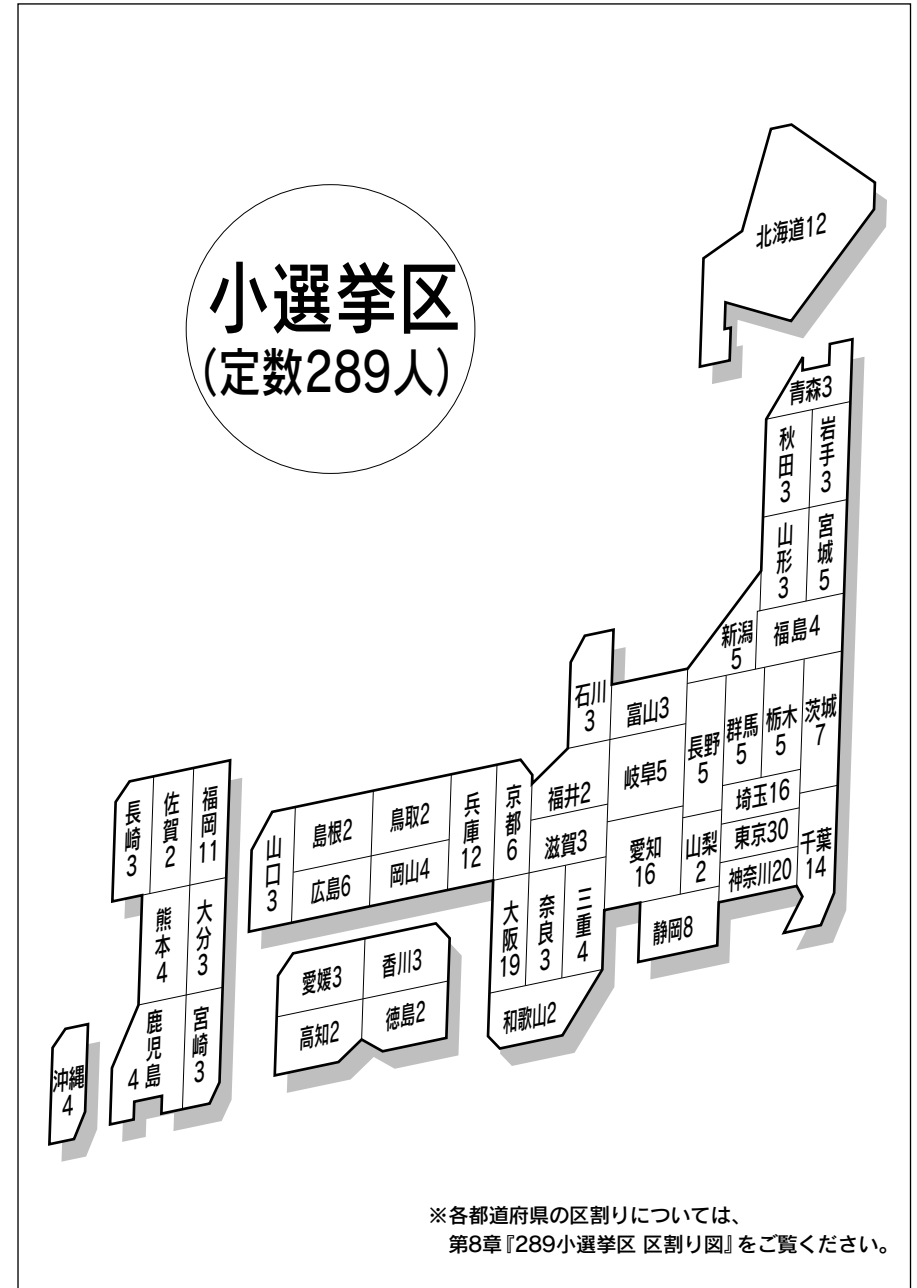
〔公職選挙法 4条関係〕

選挙区の区割り

- ポイント** ▶ 小選挙区選挙と比例代表選挙の区割りは右図のとおりです。

〔公職選挙法 13条関係〕

小選挙区選挙の各都道府県別選挙区数



選挙運動の準備行為

ポイント

- ▶ 立候補の届出前の選挙運動は禁止されていますが、次のようなものは選挙運動とは区別されており、事前の準備行為として認められています。
 - ① 推薦を依頼するための内交渉
 - ② 選挙事務所や個人演説会場などの借入れの内交渉
 - ③ 選挙演説を依頼するための内交渉
 - ④ 自動車・船舶・拡声機の借入れの内交渉
 - ⑤ 出納責任者・選挙運動員・労務者となることの内交渉
 - ⑥ 選挙運動員たちの任務の割り振り
 - ⑦ 選挙運動用のポスター・立札・看板などの作成、印刷
 - ⑧ 選挙運動用葉書の宛名書き、印刷
 - ⑨ 選挙公報・政見放送の文案の作成
 - ⑩ 選挙運動費用の調達

ケース解説

- ▶ **立候補を決意した旨の葉書を不特定多数に出してもよいか**
不特定多数の人に出せば、事前の準備行為ではなく、選挙運動に当たります。また、地域の有力者などの限られた人に対する通知でも、その文面や通知先の数などから選挙運動とみられる場合があります。
- ▶ **選挙運動員の募集のために選挙区内の人を戸別訪問してよいか**
選挙運動員になるための内交渉は認められますが、それを口実にして戸別に選挙区内の人を訪問し、選挙運動をした場合は、公職選挙法違反となります。
- ▶ **立候補を決意した会社社長が自社広告に名前を掲載してよいか**
例えば自社の営業広告に名を借りて、社長○○○○と新聞に掲載した場合、ことさらに氏名が強調されているようであれば、一般的には選挙運動とみなされ、事前運動として禁止されます。

Ⅲ 立候補

被選挙権

ポイント

- ▶ 満 25 歳以上の日本国民が立候補できます。
- ▶ 上記の要件を満たしても、次の者は立候補できません（欠格事項）。
 - ①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
 - ②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
 - ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後もしくは刑の執行の免除を受けた日から 10 年間を経過しない者または刑の執行猶予中の者
 - ④法律で定めるところにより行われる選挙、投票および国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその執行猶予中の者
 - ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権および被選挙権が停止されている者
 - ⑥政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権および被選挙権が停止されている者

〔公職選挙法 10条・11条・11条の2・86条の8・252条、
政治資金規正法28条関係〕

ケース解説

- ▶ 立候補の時点で満 25 歳に達していなくても立候補できるか
年齢は選挙期日（投票日）により算定されます。したがって、投票日までに満 25 歳に達するのであれば立候補できます。
- ▶ 法律で定めるところにより行われる選挙・投票・国民審査とは（上記④）
国会議員や地方公共団体の議会の議員・長の選挙（公職選挙法）、憲法改正のための国民投票、一の地方公共団体のみに適用される特別法制定のための投票、地方自治法に基づく直接請求に係る投票、最高裁判所裁判官国民審査などです。なお、「選挙権」（P40 参照）においても同様です。

立候補の届出

ポイント

- ▶ 立候補の届出期間は、選挙期日の公（告）示の日（1 日間）だけであり、届出時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。日曜・祝日でも届出ができますが、届出時間を過ぎると受理されません。
- ▶ 小選挙区選挙でも比例代表選挙でも、原則として、一定の要件を満たす政党その他の政治団体が候補者・候補者名簿を届け出ることができます（政党届出）。ただし、小選挙区選挙は、個人立候補も可能です。
〔公職選挙法 86条・86条の2関係〕

小選挙区選挙

- ▶ 政党届出を行うことができるのは、次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体に限られます。
 - ①国会議員が 5 人以上所属していること。
 - ②直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙もしくは比例代表選挙または参議院議員通常選挙における比例代表選挙もしくは選挙区選挙において、得票率が全国を通じて 2 % 以上であること。

※以下、政党届出を行った政党その他の政治団体を「候補者届出政党」といいます。
- ▶ 上記の要件を満たす政党その他の政治団体は、小選挙区候補者を比例代表選挙の名簿登載者とすることもできます（重複立候補・P29 参照）。

比例代表選挙

- ▶ 候補者の届出は、当選人となるべき順位を付した候補者名簿を届け出ることにより行います。なお、候補者名簿の届出を行うことができるのは、次のいずれかの要件を満たす政党

おとり罪・寝返り罪

候補者や当選人に対する買収罪

要件 ▶ 候補者であることや候補者になろうとすることをやめさせ、あるいは当選人であることを辞させることを目的に、買収や利害誘導を行うこと。また、立候補をとり下げたことや当選人を辞したこと、またはその周旋勧誘をしたことの報酬として、金銭など財産上の利益を供与すること。あるいは、これらの供与を受けたり、その申込みを承諾したり、これらの買収行為を周旋勧誘すること。

解説 ■ 本罪は、候補者や当選人という選出される立場にある者に不正な利益をもたらす場合を規定したものであり、一般の買収罪に比べて刑が加重されています。
一般的には、立候補を断念させたり当選を辞退させる行為は、必ずしも犯罪とはならないと考えられていますが、それらの行為が買収や特別な利害関係を利用することによって行われた場合には、選挙の公正を著しく損なうことになるために犯罪となります。
また、候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、選挙事務関係者等、公安委員会の委員や警察官などが同様の罪を犯した場合には、さらに刑が加重されます。

罰則 ▶ 4年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金
5年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金
(候補者などや選挙事務関係者などの場合)
〔公職選挙法223条関係〕

買収等によって得た利益の没収

要件 ▶ これまで述べたすべての罪に関して、金銭・物品・その他財産上の利益を収受したり、交付を受けること。

解説 ■ 買収等によって受けた利益はすべて没収されますが、没収できない場合には、相当価額が追徴されます。

罰則 ▶ 違反行為により受領した利益の没収、または追徴
〔公職選挙法224条関係〕

おとり罪

要件 ▶ 連座制を利用して、候補者Aの当選を無効にしたり立候補の資格を失わせるために、候補者Bやその選挙運動者と意思を通じて、候補者Aの選挙運動総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、一定の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等を誘導したり挑発して、買収罪、利害誘導罪、選挙費用の法定額違反といった連座対象の罪を犯させること。

解説 ■ 「おとり」とは、候補者Aの当選無効などを目的に、候補者B陣営の選挙運動者などと意思を通じて、候補者A陣営の連座対象者を誘導したり挑発して、買収罪などを犯させることをいいます。

罰則 ▶ 1年以上5年以下の懲役・禁錮
〔公職選挙法224条の2①関係〕

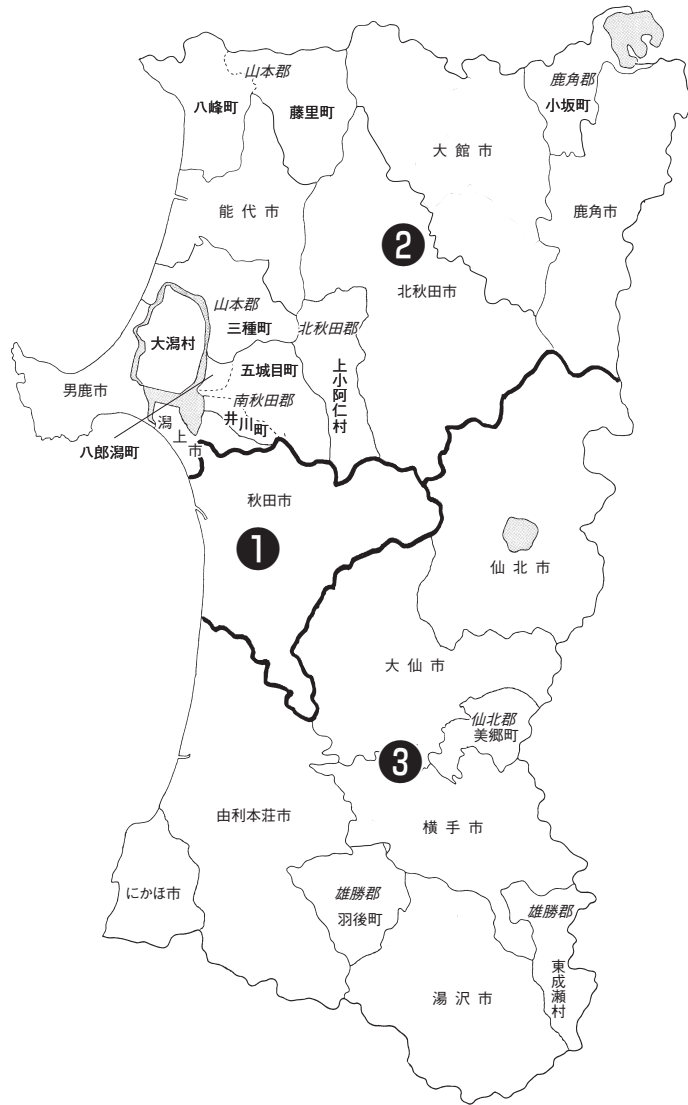
寝返り罪

要件 ▶ 連座制を利用して、候補者Aの当選を無効にしたり立候補の資格を失わせるために、候補者Aの連座対象者である選挙運動総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、一定の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等が、候補者Bやその選挙運動者などと意思を通じて、買収罪、利害誘導罪、新聞紙や雑誌の不法利用罪、選挙費用の法定額違反などの連座対象の罪を犯すこと。

解説 ■ 「寝返り」とは、候補者A陣営の連座対象者が、自らの陣営の候補者Aの当選を無効にするために、候補者B陣営の選挙運動者などと意思を通じて、買収罪などを犯すことをいいます。

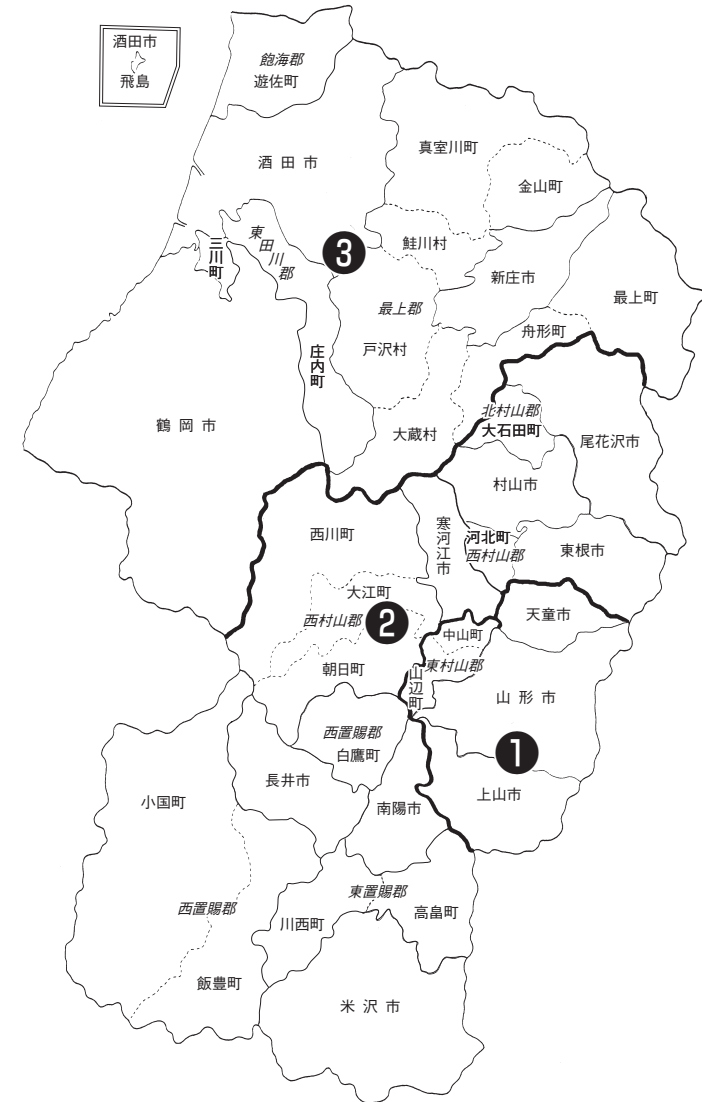
罰則 ▶ 1年以上6年以下の懲役・禁錮
〔公職選挙法224条の2②関係〕

秋田



- 第1区 秋田市
- 第2区 能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、湯上市、北秋田市、鹿角郡（小坂町）、北秋田郡（上小阿仁村）、山本郡（藤里町、三種町、八峰町）、南秋田郡（五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村）
- 第3区 横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、仙北郡（美郷町）、雄勝郡（羽後町、東成瀬村）

山形



- 第1区 山形市、上市市、天童市、東村山郡（山辺町、中山町）
- 第2区 米沢市、寒河江市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、南陽市、西村山郡（河北町、西川町、朝日町、大江町）、北村山郡（大石田町）、東置賜郡（高畠町、川西町）、西置賜郡（小国町、白鷹町、飯豊町）
- 第3区 鶴岡市、酒田市、新庄市、最上郡（金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）、東田川郡（三川町、庄内町）、飽海郡（遊佐町）

北海道

北海道 1区

当118,286 道下大樹 立前(45.3)
比106,985 船橋利実 自前(41.0)
比35,652 小林 悟 維新(13.7)

北海道 4区

当109,326 中村裕之 自前(50.2)
比当108,630 大築紅葉 立新(49.8)

北海道 7区

当80,797 伊東良孝 自前(58.0)
比45,563 篠田奈保子 立新(32.7)
12,913 石川明美 共新(9.3)

北海道 10区

当96,843 稲津久公前(53.9)
比当82,718 神谷 裕 立前(46.1)

北海道 2区

当105,807 松木謙公 立前(44.7)
比89,745 高橋祐介 自新(37.9)
比41,076 山崎 泉 維新(17.4)

北海道 5区

当139,950 和田義明 自前(50.6)
比111,366 池田真紀 立前(40.3)
16,758 橋本美香 共新(6.1)
8,520 大津伸太郎 無新(3.1)

北海道 8区

当112,857 逢坂誠二 立前(52.7)
比101,379 前田一男 自元(47.3)

北海道 11区

当91,538 石川香織 立前(51.8)
比当85,336 中川郁子 自元(48.2)

北海道 3区

当116,917 高木宏寿 自元(44.7)
比当112,535 荒井 優 立新(43.0)
比32,340 小和田康文 維新(12.4)

北海道 6区

当128,670 東国幹 自新(55.5)
比93,403 西川将人 立新(40.3)
比9,776 斉藤忠行 N新(4.2)

北海道 9区

当113,512 山岡達丸 立前(51.5)
比当106,842 堀井 学 自前(48.5)

北海道 12区

当97,634 武部 新 自前(58.4)
比55,321 川原田英世 立新(33.1)
14,140 菅原 誠 共新(8.5)

青森県

青森県 1区

当91,011 江渡聡徳 自前(52.4)
比64,870 升田世喜男 立元(37.4)
17,783 斎藤美緒 共新(10.2)

青森県 2区

当126,137 神田潤一 自新(61.5)
比65,909 高畑紀子 立新(32.1)
12,966 田端深雪 共新(6.3)

青森県 3区

当118,230 木村次郎 自前(65.0)
比63,796 山内 崇 立新(35.0)

岩手県

岩手県 1区

当87,017 階 猛 立前(51.2)
比62,666 高橋比奈子 自前(36.9)
20,300 吉田恭子 共新(11.9)

岩手県 2区

当149,168 鈴木俊一 自前(68.0)
比66,689 大林正英 立新(30.4)
3,548 荒川順子 N新(1.6)

岩手県 3区

当118,734 藤原 崇 自前(52.1)
比当109,362 小沢 一郎 立前(47.9)

宮城県

宮城県 1区

当101,964 土井 亨 自前(43.4)
比当96,649 岡本章子 立前(41.2)
23,033 春藤沙弥香 維新(9.8)
13,174 大草芳江 無新(5.6)

宮城県 2区

当116,320 鎌田さゆり 立元(49.0)
比当115,749 秋葉賢也 自前(48.7)
比5,521 林マリアゆき N新(2.3)

宮城県 3区

当96,210 西村明宏 自前(59.3)
比60,237 大野園子 立新(37.1)
5,890 浅田晃司 無新(3.6)

宮城県 4区

当74,721 伊藤信太郎 自前(56.5)
比30,047 松山由美 共新(22.7)
比当27,451 早坂 敦 維新(20.8)

宮城県 5区

当81,033 安住 淳 立前(56.9)
比64,410 森下千里 自新(43.1)

宮城県 6区

当119,555 小野寺五典 自前(83.2)
24,072 内藤隆司 共新(16.8)

秋田県

秋田県 1区

当77,960 富樫博之 自前(51.9)
比当72,366 寺田 学 立前(48.1)

秋田県 2区

当81,845 緑川貴士 立前(52.5)
比当73,945 金田勝年 自前(47.5)

秋田県 3区

当134,734 御法川信英 自前(77.9)
38,118 杉山 彰 共新(22.1)

山形県

山形県 1区

当110,688 遠藤利明 自前(60.0)
比73,872 原田和広 立新(40.0)

山形県 2区

当125,992 鈴木憲和 自前(61.8)
比77,742 加藤健一 国新(38.2)

山形県 3区

当108,558 加藤鮎子 自前(58.1)
66,320 阿部ひとみ 無新(35.5)
12,100 梅木 威 共新(6.5)

福島県

福島県 1区

当123,620 金子恵美 立前(51.1)
比当118,074 亀岡偉民 自前(48.9)

福島県 2区

当102,638 根本 匠 自前(54.6)
比当85,501 馬場雄基 立新(45.4)

福島県 3区

当90,457 玄葉光一郎 立前(54.2)
比当76,302 上杉謙太郎 自前(45.8)

福島県 4区

当76,683 小熊慎司 立前(51.0)
比当73,784 管家一郎 自前(49.0)

福島県 5区

当93,325 吉野正芳 自前(62.7)
55,619 熊谷 智 共新(37.3)

茨城県

茨城県 1区

当105,072 福島伸享 無元(52.1)
比当96,791 田所嘉徳 自前(47.9)

茨城県 2区

当110,831 額賀福志郎 自前(64.5)
比61,103 藤田幸久 立元(35.5)

茨城県 3区

当109,448 葉梨康弘 自前(53.6)
比63,674 梶岡博樹 立新(31.2)
比31,100 岸野智康 維新(15.2)

茨城県 4区

当98,254 梶山弘志 自前(70.5)
比25,162 武藤優子 維新(18.0)
比16,018 大内久美子 共新(11.5)

茨城県 5区

当61,373 浅野 哲 国前(48.5)
比当53,878 石川昭政 自前(42.6)
8,061 飯田美弥子 共新(6.4)
3,248 田村 弘 無新(2.6)

茨城県 6区

当125,703 国光文乃 自前(52.5)
比当113,570 青山大人 立前(47.5)

茨城県 7区

当74,362 永岡桂子 自前(46.5)
比当70,843 中村喜四郎 立前(44.3)
比14,683 水梨伸晃 維新(9.2)

栃木県

栃木県 1区

当102,870 船田 元 自前(46.2)
比66,700 渡辺典喜 立新(29.9)
比43,935 柏倉祐司 維元(19.7)
9,393 青木 弘 共新(4.2)

栃木県 2区

当73,593 福田昭夫 立前(53.4)
比当64,253 五十嵐 清 自新(46.6)

栃木県 3区

当82,398 築 和生 自前(67.4)
比39,826 伊賀 央 立新(32.6)

栃木県 4区

当111,863 佐藤 勉 自前(51.1)
比当107,043 藤岡隆雄 立新(48.9)

栃木県 5区

当108,380 茂木敏充 自前(77.4)
31,713 岡村 恵子 共新(22.6)

群馬県

群馬県 1区

当110,244 中曾根康隆 自前(56.3)
比42,529 宮崎岳志 維元(21.7)
24,072 齋藤敦子 無新(12.3)
18,917 橋橋世津子 共新(9.7)

群馬県 2区

当88,799 井野俊郎 自前(54.0)
比50,325 堀越啓仁 立前(30.6)
25,216 石岡貴史 無元(15.3)

群馬県 3区

当86,021 笹川博義 自前(54.6)
比67,689 長谷川嘉一 立前(43.0)
3,737 説田健二 N新(2.4)

群馬県 4区

当105,359 福田達夫 自前(65.0)
比56,682 角倉邦良 立新(35.0)

群馬県 5区

当125,702 小淵優子 自前(76.6)
38,428 伊藤達也 共新(23.4)